

平成31年度「国際化支援アドバイザー」の公募について

独立行政法人中小企業基盤整備機構

販路支援部販路支援課（海外展開支援担当）

当機構では、中小企業者の海外事業展開を支援するため、海外展開相談窓口でのアドバイスやセミナーによる情報提供、海外展開の計画策定へのハンズオン支援等を行っております。今般、こうした支援の最前線で企業支援を担う「支援チーム」の拡充のため、ご協力いただく専門家「国際化支援アドバイザー」を公募します。

1. 事業の仕組み（◆） および 専門家の業務（◇）

中小機構では、セミナーや窓口相談でのアドバイスを通じて海外展開に取り組む中小企業者を幅広く支援するほか、成功事例創出のために、海外現地に同行してのアドバイス支援も行っています。特徴として、企業経営全体の中での海外展開という視点で支援し、中小企業者の自立的な成長を促すことを目標としています。

（1）海外展開相談窓口でのアドバイス

- ◆中小機構の本部、地域本部（沖縄事務所を含む）の各事務所等において、1名から十数名の専門家（全国50名前後）が常駐し、中小企業者からの海外展開についての相談に対し、専門家、実務家としての知識、経験を活かしてアドバイスを行ないます。中小企業者は無料で何度でも相談できます。また相談窓口では、中小企業者の海外展開を支援する施策を検討している自治体や商工団体、地域金融機関等の担当者からの相談にも応じます。
- ◆アドバイスは対面を基本としますが、電話やメールでの対応もあります。翻訳や契約書作成などの実務の代行は行いません。
- ◆最も多い相談内容は、海外販路開拓に関するもので、販路開拓の体制づくり（パートナー探し）、流通・販売網の構築方法、海外向けWEBサイトの構築・情報発信・プロモーション・EC、海外企業との契約や貿易の実務などです。また、海外の規制や税制・会計制度、子会社設立（海外直接投資）、現地生産管理・労務管理、現地関係先との紛争処理などのほか、海外展開そのものの可否や海外展開先国の選定など、幅広い相談があります。
- ◆海外展開先として世界の全ての国を対象としていますが、近年相談の多い国は、中国、米国、ベトナム、欧州などです。
- ◆とくに専門的な内容や、海外現地での事情などについては各地にいる登録の専門家

(国内外400名前後)に依頼し、中小機構の事務所での同席アドバイスや情報提供を受けてのアドバイス、海外現地での対面アドバイスを行います。

- ◇中小機構の各事務所に常駐する専門家は、各事務所においてアドバイスに対応し、必要に応じて各地にいる登録の専門家を活用します。また、他機関と連携しての出張相談や展示会等イベント会場での相談ブース出展などを企画・実施するほか、登録の専門家の新規発掘・選定にもご協力いただきます。
- ◇国内外の登録の専門家は、各事務所に常駐する専門家の求めに応じ、専門的なアドバイスに対応します。

(2) 海外展開セミナー

◆海外展開に関して中小企業者が関心を持つ内容のセミナーを企画し、またはそうした企画を持つ他機関と連携し、セミナーを開催します。

- ◇中小機構の各事務所に常駐する専門家は、中小機構の職員や他機関と連携し、セミナーの企画（講師の発掘・選定を含む）およびセミナーでの講演を行います。
- ◇国内外の登録の専門家は、中小機構の職員や各事務所に常駐する専門家の求めに応じ、セミナーでの講演を行います。

(3) その他の情報発信

◆海外展開に関して中小企業者が関心を持つ内容の情報発信を企画し、情報提供サイト（「海外ビジネスナビ」）、新聞記事、発行物等を通じて発信します。

- ◇中小機構の各事務所に常駐する専門家は、中小機構の職員や他機関と連携し、情報発信の企画（執筆者の発掘・選定を含む）および執筆を行います。
- ◇国内外の登録の専門家は、中小機構の職員や各事務所に常駐する専門家の求めに応じ、執筆等を行います。

(4) 海外現地同行アドバイス（H31新事業。名称は仮。）

◆海外販路開拓や海外直接投資の計画を策定し、実行しようとする中小企業者に対し、担当専門家を設定し、必要に応じて中小企業者の海外現地調査に同行しての支援などをハンズオンで実施します。

- ◇中小機構の各事務所に常駐する専門家は、支援すべき中小企業者の発掘と担当専門家としてのハンズオン支援（支援計画の策定、支援スキームの検討、事例化などを含む）を行います。
- ◇国内外の登録の専門家は、各事務所に常駐する専門家の求めに応じ、専門的なアドバイスに対応します。

2. 募集する専門家および選考基準

(1) 中小機構の地域本部（沖縄事務所を含む）の各事務所に常駐する専門家

以下 1) ~ 2) の両方を満たすことを要件とします。

- 1) 海外事業展開に係る広範な知見を有し、中小企業者の経営全体を視野に入れたうえで、中小企業者の視点に立って海外展開の計画作成支援や海外販路開拓等に関するアドバイスを実施できる者
- 2) 海外事業展開に関する講演や執筆を企画し、また自らも行うことができる者
また、 3)~4) を満たす方を高く評価します。
- 3) 海外複数国での（現地子会社などの）企業経営（事業立上げ、販路開拓、工場設置、現地人材管理、等）の経験があること
- 4) 海外現地でビジネスを行う程度の十分な語学力を有すること

※中小機構の事務所への「常駐」の日数は、出張業務を含め月10日~15日程度を目安に相談ニーズや担当案件などにより決定します。

(2) 中小機構の本部に常駐する専門家

以下 1) ~ 3) を全て満たすことを要件とします。

- 1) 海外事業展開に係る広範な知見を有し、中小企業者の経営全体を視野に入れたうえで、中小企業者の視点に立って海外展開の計画作成支援や海外販路開拓等に関するアドバイスを実施できる者
- 2) 特定の海外の国・地域または業種分野において、海外展開に関する実務的な知識・経験・ノウハウを有し、かつアドバイスを実施することができる者
- 3) 海外事業展開に関する講演や執筆を企画し、また自らも行うことができる者
また、 4)~5) を満たす方を高く評価します。
- 4) 海外複数国での（現地子会社などの）企業経営（事業立上げ、販路開拓、工場設置、現地人材管理、等）の経験があること
- 5) 海外現地でビジネスを行う程度の十分な語学力を有すること

※中小機構の事務所への「常駐」の日数は、出張業務を含め月10日~15日程度を目安に相談ニーズや担当案件などにより決定します。

(3) 国内外の登録の専門家

以下 1) ~ 2) の両方を満たすことを要件とします。

- 1) 特定の海外の国・地域または業種分野において、海外展開に関する実務的な知識・経験・ノウハウを有する者

- 2) 中小機構の各事務所に常駐する専門家の求めに応じ、中小企業者に対するセミナーでの講演、対面でのアドバイス、レポートによる情報提供、海外現地企業等へのアポイントメント取得等ができる者

※専門家募集は個人が対象です。法人としての専門家は募集していません。

※平成31年4月1日の登録時点において70歳未満の方を募集対象とします。

※エクセル、ワード、パワーポイント、スカイプ等、OA機器の基本操作が問題なくできる方を募集対象とします。

3. 募集人数

- (1) 中小機構の本部、地域本部（沖縄事務所を含む）の各事務所に常駐する専門家それぞれ若干名 ※1月中旬に情報を更新します。
- (2) 国内外の登録の専門家
若干名

4. 登録期間

- (1) 当該事業年度末までの1事業年度（本公募については平成31年4月1日付での登録を予定しております。）
- (2) 実績等を評価したうえで、必要に応じて1事業年度単位で更新登録あり

5. 契約方式

業務委託契約（雇用契約ではありません）

6. 専門家の区分及び業務委託料

専門領域等及び依頼内容により、業務委託料（報酬や謝金の単価）が異なります。

- (1) 中小機構の地域本部（沖縄事務所を含む）の各事務所に常駐する専門家（月8～15日相当の業務量を想定しています。）
- 1) 海外展開のアドバイスを実施するほか、各事務所における海外展開支援事業のコアとして支援企画等も担う専門家
4万円／1日相当業務
- 2) 特定国・地域、分野等に関する実務的な知識・経験・ノウハウをもって支援を実施する専門家
3万円／1日相当業務
- (2) 中小機構の本部に常駐する専門家（月10～15日相当の業務量を想定しています）

- 1) 海外展開のアドバイスを実施するほか、本部における海外展開支援事業のコアとして支援企画等も担う専門家

年額 460万円～700万円

- 2) 特定国・地域、分野等に関する実務的な知識・経験・ノウハウをもって支援を実施する専門家

3万円／1日相当業務

(3) 国内外の登録の専門家（対面アドバイス業務の場合）

- 1) 国内の士業専門家（会計士、弁護士、税理士、弁理士）

2.5万円／半日相当業務

- 2) 海外在住の専門家

2.5万円／半日相当業務

- 3) 国内の士業以外の専門家

1.5万円／半日相当業務

(3) 国内外の登録の専門家（その他の依頼業務）

- 1) 海外展開セミナー、講演会講師 ¥20,000/1時間

- 2) レポートによる情報提供・簡易調査 ¥2,500/400文字[最大¥10,000まで]

- 3) 海外現地企業等へのアポイントメント取得 ¥8,000/1件

7. 旅費交通費の支給

- (1) 業務謝金には、圏内での活動の交通費が含まれるものとしています。ただし、業務実施先がご自宅（またはご自分の事務所）から片道約 50kmを超える場所となる場合には、出張旅費を支給します。
- (2) 旅費については全て専門家による事前立替とし、精算時には必要に応じて領収書等証拠類を提出いただきます。
- (3) 旅費支給額については、全て中小機構の規程により算定されます（実費精算ではないため、実際に利用した経路・交通機関と異なる場合があります）。

8. 謝金及び旅費のお支払先について

業務報告書等で実施内容を確認し、所定の源泉徴収額を控除した後に専門家本人名義の個人口座へ振り込みます（振込口座は日本国内銀行口座に限ります）。

9. 応募方法および締切

平成31年2月1日（金）17時（必着）までに、中小機構のいずれかの事務所（事務所に常駐する専門家を希望する場合は、希望先事務所）あて、中小機構の指定様式による応募票および履歴書（手書き不可）をご郵送ください。

※封筒には赤字で「国際化支援アドバイザー応募書類在中」とご明記ください。

※応募の受付は郵送・宅配便のみです。持ち込み・メールでは受け付けません。

※国内外の登録の専門家は、各事務所において共通して募集しています（最寄の、面接を受けやすい事務所にご応募ください）。

10. 公募スケジュール

- | | |
|---------------|------------------------------|
| (1) 公募期間 | 平成30年12月13日（木）～平成31年2月1日（金） |
| (2) 書類審査・面接審査 | 平成30年12月13日（木）～平成31年2月15日（金） |
| (3) 審査結果 | 平成31年2月下旬に書面にて通知（4月1日契約開始予定） |

11. 選考方法及び結果の通知

- (1) 提出していただいた履歴書による書類審査を行います。書類審査に通過した場合、必要に応じて面接審査を行います。なお、面接の実施にあたって交通費の支給はございませんので予めご了承ください。
- (2) 登録が決定した方には併せて手続きに必要な書類を送付いたします。
- (3) 選考過程、可否の理由については一切お答えいたしません。
- (4) 応募に際してご提出いただいた書類一式に関しては、結果に関わらず返却いたしませんのでご了承ください。
- (5) ご提出いただいた履歴書等の個人情報等は、当機構で行う業務以外には利用いたしません。

12. 注意事項及び登録後の禁止行為

- (1) アドバイスにあたっては、公正、中立的な立場から行っていただきます。
- (2) 登録後以下の行為を禁止します。
 - 1) 履歴、保有資格等を詐称すること
 - 2) 中小機構の禁止又は注意の指示に従わないこと
 - 3) 中小機構の名誉をき損し、信用を傷つけ又は利益を害すること
 - 4) 中小機構が委託した業務に関連して知り得た機構又はその他の者の秘密を漏らし、又は盗用すること（自身の行うコンサルティング事業等への誘導を含む）
 - 5) 専門家の身分において、中小機構以外の者から不当に金銭を収受すること

- 6) 中小機構の名称、略称若しくは呼称、機構の事業の名称等又は専門家の名称等をみだりに使用すること（自身の行う事業での中小機構アドバイザー名刺の配布、ホームページへの中小機構アドバイザー名称記載等の行為）
- 7) 虚偽の報告をすること
- 8) その他中小機構の業務執行に支障があると判断される行為を行うこと

13. 中小機構の各事務所

主な業務実施場所となるほか、応募の受付窓口となります。

- 北海道本部 経営支援部経営支援課
札幌市中央区北2条西1丁目1番地7 ORE札幌ビル6階 電話：011-210-7471
- 東北本部 経営支援部経営支援課
宮城県仙台市青葉区一番町4-6-1 仙台第一生命タワービル6階 電話：022-716-1751
- 関東本部 販路開拓部国際化支援課
東京都港区虎ノ門3-5-1虎ノ門37森ビル3階 電話：03-5470-1608
- 中部本部 経営支援部経営支援課
愛知県名古屋市錦 2-2-13 名古屋センタービル 4階 電話：052-220-0516
- 北陸本部 経営支援部経営支援課
石川県金沢市広岡3-1-1金沢パークビル10階 電話：076-223-5546
- 近畿本部 販路開拓部国際化支援課
大阪府大阪市中央区安土町2-3-13 大阪国際ビルディング27階 電話：06-6264-8624
- 中国本部 経営支援部国際化支援課
広島県広島市中区八丁堀5-7広島KSビル3F 電話：082-502-6555
- 四国本部 経営支援部経営支援課
香川県高松市サンポート2-1 高松シンボルタワー タワー棟7階 電話：087-811-1752
- 九州本部 経営支援部国際化支援課

福岡県福岡市博多区祇園町4-2博多祇園BLDG 電話：092-263-1535

○ 沖縄事務所

沖縄県那覇市字小録 1831-1 電話：098-859-7566

○ 中小機構本部 販路支援部販路支援課（海外展開支援担当）

東京都港区虎ノ門3-5-1虎ノ門37森ビル5階 電話：03-5470-1522

以上